

勤労者や商工業者を対象とした助成制度をご利用ください

商工観光課 内線263

平成13年中に金融機関などから融資を受けた人で、この制度を希望される人は1月31日(木)までに、商工観光課へ申し込みください。

勤労者住宅資金利子補給制度

市内に1年以上居住、または市内の事業所に1年以上勤務(会社役員、経営者などは除きます)している人で、市内に住宅を新築・購入し、住宅金融公庫の貸出利率を超える利率で金融機関から融資を受けている場合に、支払利子の一部を3年間補給する制度です。

補給を受けるには、から の条件を全て満たすことが必要となります。

補給を受けるための条件

金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、信用農業協同組合連合会及び労働金庫)からの融資であること。

専用住宅で、床面積が50平方メートル以上240平方メートル以内であること。

補助を受けようとする年の前年の収入が1,000万円未満であること。

居住地の市町村税を完納していること。

補給限度額

融資を受けた金融機関の約定利率と融資決定時の住宅金融公庫の貸出利率の差(最大2%まで)

補給対象額

融資額の500万円まで(500万円以上の借り入れの場合でも同様です。)

*1年目に申込みがない場合は、2年目以降の補給が受けられません。

提出書類

雇用証明書・所得証明書・納税証明書・融資証明書・家屋の登記簿謄本・建築確認申請書の写し(***建売住宅の場合は、必要ありません**)・工事請負契約書(***建売住宅の場合は、売買契約書の写し**)

設備資金利子補助制度

経営合理化のため、店舗や工場の増改築・改造のための費用や、施設改良や事業に必要不可欠な機械設備、備品の購入資金を借り入れた場合などに、借入金利子の一部を補助する制度です。

補助を受けるには、から の条件を全て満たすことが必要となります。

補助を受けるための条件

市内で1年以上、各種製造・加工業、物品販売業、その他市長において適当と認める事業を営む、次の左の表に該当する事業協同組合、会社及び個人であること。

政府関係金融機関と県または普通銀行、信用金庫、信用組合からの融資であること。

市税などの滞納のないこと。

補助限度額

一般資金は補助額計算式(借入金×1.5%)で算出された金額で最高10万円まで

*公共関連事業などにより、借入れをした場合は、特別資金として14万円までです。

提出書類

・納税証明書・資金借入書または金銭消費貸借契約書の写し

店舗、工場の増改築と改造の場合

上の提出書類のほかに、工事請負契約書または見積書の写し、領収書または振込通知書の写し

機械設備、装置と備品の場合

上の提出書類のほかに、契約書または見積書の写し、納品請求書の写し、領収書または振込通知書の写し

岐阜県信用保証協会保証料助成制度

市内に店舗又は事業所を持つ商工業者で、県信用保証協会、県と市において、小口融資を受け、県信用保証協会の小口保証を利用した場合に、その小口融資の支払保証料全額を限度として助成する制度です。この制度を受ける場合は申請書のほかに保証料計算書または振込受付書の写しが必要となります。

ハローワーク美濃加茂では、美濃加茂商工会議所並びに美濃加茂労務対策協議会との共催により、求人者と求職者が一堂に会する合同面接会を開催します。

とき 1月18日(金)
午後1時~4時

ところ
日本ラインシユロス(御門町21615)

参加企業 30社(予定)

対象者 求職活動を行っている人

創出特別奨励金を3月1日(金)まで全国発動しました。この奨励金は、発動期間中に解雇、倒産等非自発的な理由で失業を余儀なくされた人または公共職業訓練などの受講者のいづれかに該当する、45歳以上60歳未満の中高齢者を雇用したときに支給されます。

合同の面接会です

みのかも就職面接会

ハローワーク美濃加茂 25・2178
美濃加茂商工会議所 24・0123

映画「川の流れのように」上映会

～市地域ケア会議主催～

「人生、決して悪いことばかりじゃない。これからだって。」

題名の曲をモチーフに「生きる喜び」や「人生」の奥深さを探求した映画です。

とき 2月1日(金)午後2時から

ところ 文化会館

定員 800人

入場料 無料

申込み 入場整理券が必要です。1月7日(月)から、次の場所で配布します。

配布場所 すこやか在宅介護支援センター(総合福祉会館内)

みのかもし在宅介護支援センター

(さわやかナーシングビル内)

福祉課および保健センター

すこやか在宅介護支援センター 28・1101



パイオフ解禁に伴い預金の保護の範囲が変わります

万が一、金融機関が破たんした場合でも預金者1人あたり、定期預金などの元本1,000万円までとその利息は、来年の4月以降も保護されます。

合算して元本1,000万円までとその利息は、最低保障であって、受けとれるのは1,000万円だけではありません。

普通預金、当座預金などは平成15年3月まで全額保護されています。

預金などの保護範囲

預金の種別など		平成14年3月まで	平成14年4月から平成15年3月まで	平成15年4月以降
対象となる預金	普通預金・当座預金・別段預金	全額保護されます	全額保護されます	合算して元本1,000万円までとその利息(*)
	定期預金・定期積金・ビック、ワイドなど			
外貨預金・譲渡性預金・ヒットなど(対象とならない預金)			破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払い(一部カットされることがある。)	

(*)元本1,000万円までとその利息を超える部分については、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われませんので、一部カットされることがあります。

くわしく知りたい人は金融機関の窓口などにお問い合わせください。